

事務連絡  
令和3年1月13日

不動産業関係団体の長 殿  
建設業関係団体の長 殿  
建設関連業団体の長 殿  
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた  
対応について（依頼）

本日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、本日持ち回りにて開催された第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添の大臣指示を踏まえ、今回追加となった2府5県に対しても取組の実施を徹底していただくとともに、貴会会員に対しても、改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

（別添）第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言